

告 示

埼玉県告示第八百五十三号

測量計画機関である北本市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

北本市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業地域

北本市全域

四 作業期間

平成三十年七月二十四日から平成三十年十一月二十六日まで